

平成 24 年 2 月 1 日

# (株) 東京環境測定センターニュース

(No. 167)

記事内容及び環境測定、分析に関する御質問、お問い合わせは、

技術部 西村部長 TEL(03)3895-1924

営業部 小山部長 TEL(03)3895-1141 に願います。

## 1. 放射性物質汚染対策特措法ガイドラインについて

平成 24 年 1 月 1 日より環境省「放射性物質汚染対策特措法」が施行されました。これに先立ち放射性物質により汚染された廃棄物の処理についてガイドライン（環境省：平成 23 年 12 月）が策定されました。

法第 16 条では廃棄物発生施設から生じる廃棄物に関して状況を調査する方法、法第 18 条では占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況から指定廃棄物として申請する方法を解説しています。

第 16 条で調査義務が生じる対象施設は岩手県、宮城県等一都十一県の水道施設、公共下水道及び流域下水道等となります。

各施設において発生した廃棄物（脱水汚泥、乾燥汚泥、ばいじん、焼却灰その他燃え殻等）、について調査単位ごとに 4 箇所以上より採取混合した試料を分析します。

第 18 条で調査対象とする廃棄物について調査単位ごとに 10 箇所以上より採取混合した試料を分析します。

採取した試料は、ゲルマニウム半導体検出器または、NaI (Tl) シンチレーションスペクトロメータを用いて分析します。

指定廃棄物の指定基準は、セシウム 134 及びセシウム 137 の放射性濃度の合計値が、8,000Bq/kg を超えるものとされています。

当社でもこの動きを注視しながら、対応できる分析法の開発や設備の導入を進めています。

## センター設備紹介 (Vol.23)

走査型電子顕微鏡 リアルサーフェスビュー顕微鏡 VE-8800  
エネルギー分散型X線マイクロアナライザ INCA PentaFETx3検出器



この装置は、微細試料の表面観察及び異物等の定性・定量分析に使用しています。以前、センター設備紹介でご紹介致しましたSEM-EDX(走査型電子顕微鏡・エネルギー分散型蛍光X線分析装置)よりもコンパクトサイズとなっています。

試料を装置にセットした後は、画面の指示に従うだけ(オート機能)で、電子顕微鏡画像が簡単に観察できます。また、マニュアル操作により、試料に合わせてコントラストや明るさ等を調整することが可能です。

試料の定性・定量分析も、画面の指示に従うだけで行うことができます。縦軸にX線のカウント、横軸にX線のエネルギーを表示させるスペクトル、電子顕微鏡画像のどの部分にどの元素が含有しているかを色で表示させるマッピング等でのご報告が可能です。